

一般競争入札の実施について

一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

令和5年6月20日

岐阜市長 柴 橋 正 直

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 売払物品及び数量

物品番号	物品名	数量 (g)
1	金地金 (板状)	3,837.66
2	銀 (粒状)	12,339.58
3	プラチナ (板状)	66.79
4	パラジウム (板状)	3,927.82

※契約は物品ごとに行うため、参加を希望する物品ごとに参加申込すること。
(複数申込可)

(2) 売払場所

岐阜市長が指定する場所

(3) 売払期間

令和5年8月8日 (火) から令和5年8月31日 (木) まで

(4) その他

「金地金 (板状) 売払仕様書」のとおり

「銀 (粒状) 売払仕様書」のとおり

「プラチナ (板状) 売払仕様書」のとおり

「パラジウム (板状) 売払仕様書」のとおり

2 一般競争入札参加資格及び条件

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当するもので、当該事実があった日から2年を経過しない者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する本市の公有財産に関する事務に従事する者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていない者

カ 下記について未納の徴収金がある者

- ① 申請者の所在地の市町村税等
- ② 消費税及び地方消費税

(2) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。

(3) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人間関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 日程

(1) 一般競争入札参加申請書の提出期間

令和5年6月20日（火）から令和5年7月11日（火）まで

(2) 質問書の提出期間

令和5年6月20日（火）から令和5年7月11日（火）まで

(3) 質問回答期限

令和5年8月3日（木）

(4) 一般競争入札の入札（開札）日時

令和5年8月8日（火） 午前11時

4 現場説明の有無

無

5 申込の方法

入札に参加を希望する者は、別に定める一般競争入札参加申込書提出要領に定めるところにより必要書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

書類の提出は、郵送又は持参によるものとし、郵送による場合は別紙「郵送による入札書類の提出等について」のとおりとする。

- ① 申込書提出期間は、3(1)のとおりとする。
- ② 申込書提出時間は、午前9時から午後5時とする。ただし、持参する場合にあっては、正午から午後1時までを除く。
- ③ 持参する場合の申込書の提出場所は、岐阜市役所市民生活部市民生活政策課（岐阜市司町40番地1）とする。

6 入札参加資格の審査及び参加資格証明書の交付

本件入札に参加申込があった後、入札に参加する資格の有無を審査する。

後日、入札参加資格があると認められた者に対して、入札参加資格証明書を交付する。

7 質疑応答

(1) 仕様書等に対して質疑がある場合は、次に掲げる要領で質問書をFAX、電子メールまたは持参により提出することができる。

- ① 質問書提出期間は、3(2)のとおりとする。
- ② 質問書提出時間は、午前9時から午後5時とする。ただし、持参する場合にあっては、正午から午後1時までを除く。
- ③ 持参する場合の質問書の提出場所は、岐阜市役所市民生活部市民生活政策課とする。
- ④ FAX及び電子メールの場合は、下記あてに送信のうえ、電話にて質問書が送達されたかを確認すること。

電話 058-214-4968（市民生活政策課直通）

FAX 058-214-2474

Eメールアドレス seikatsu-sei@city.gifu.gifu.jp

(2) 質疑に対する回答は、3(3)の日までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

8 入札保証金の納付等

(1) 入札参加資格があると認められた者は、岐阜市契約規則第3条第1項の規定に基づき、その者の見積もる入札予定金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の入札保証金を納付するものとし、本市が発行する納入通知書に記載する期日までに納付す

ること。

- (2) 入札保証金は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者に対し、当該入札参加者が申込時に指定した口座に返還する。ただし、落札者に対しては、売払契約を締結する際に売払代金に充当するものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 入札（開札）の日時については、3(4)のとおりとする。
- (2) 入札（開札）の場所は、次のとおりとする。

岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 行政部契約課入札室（市庁舎11階）
- (3) 入札書の提出については、次のとおりとする。
 - ① 入札書の提出は、郵送又は持参によるものとする。
 - ② 入札書に記載する金額には、売払物品ごとの額を記入すること。また、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする（税率は10%で計算すること。）。
 - ③ 入札書を持参する場合は、(1)の時刻に、(2)の場所へ入札参加資格証明書及び入札保証金の納入通知書兼領収証（金融機関の領収印のあるもの）を持参のうえ、入札書を提出すること。また、代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
 - ④ 入札書を郵送する場合は、別紙「郵送による入札書類の提出等について」のとおりとする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者が行った入札
- (2) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足がある者が行った入札
- (3) 1つの売払物品に対して2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 代理人による入札の場合において、委任状の提出のない入札
- (5) 入札者又はその代理人が他の入札代理人となり行った入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、別紙岐阜市競争入札心得（平成10年10月1日決裁）による。

11 落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で最高価格を提示した入札者をもって落札者と決定する。
- (2) 開札をした結果、予定価格以上の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、再度入札は、原則として2回までとする。
- (3) 落札となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、落札となる同価の入札をした者は、くじを

引くことを辞退することはできない。

12 契約保証金

岐阜市契約規則第11条第1項第8号の規定により免除する。

13 契約の締結等

- (1) 落札者は、令和5年8月10日（木）までに、売払契約を締結するものとする。
- (2) 本売払契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岐阜市条例第8号）第3条の規定に該当する場合（以下「議決を要する場合」という。）には、落札者は、13(1)に定める期限までに仮契約を締結するものとし、仮契約は、議会の議決をもって本契約として効力を生ずるものとする。
- (3) 本売払契約が上記の(2)の議決を要する場合は、入札（開札）日の3日前に入札参加者に電子メールにより通知する。

14 売払代金の支払及び物品の引渡し

- (1) 契約締結の日から10日以内に、売払代金から既納の入札保証金を除いた代金を一括して本市が発行する納入通知書により納付すること。ただし、本売払契約が13(2)の議決を要する場合は、1(3)及び1(4)の期日に関わらず、本契約として効力が生じた後、本市が指定する日までに行うこと。
- (2) 売払物品の引渡しは、売払代金が完納されたことを本市が確認した後に行う。
- (3) 物品の引渡しにかかる費用は、落札者の負担とする。

15 入札保証金の取扱い

次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金は本市に帰属するものとし、落札者には返還しない。

- (1) 落札者が、13(1)に定める期日までに売払契約（13(2)の議決を要する場合は、仮契約）を締結しない場合
- (2) 13(2)の議決を要する場合において、仮契約の締結後、本契約として効力が生じるまでの間に落札者から契約解除の申出があった場合
- (3) 13(2)の議決を要する場合において、仮契約の締結後、本契約として効力が生じるまでの間に落札者が2に掲げる入札参加資格及び条件を満たさなくなった場合
- (4) 落札者が、納付期限までに売払代金を完納しない場合

16 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、売払契約書に基づき、契約を履行しなければならない。
- (3) 1～15までに掲げる期間には、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45条）に規定する本市の休日を含まない。
- (4) その他、岐阜市競争入札心得に定めるところによる。